

## 【韓国】新型コロナウイルス感染症対策強化のための法改正

利用者サービス部政治史料課 藤原 夏人  
(海外立法情報課在籍時に執筆)

\* 2020年3月4日、「感染症の予防及び管理に関する法律」、「検疫法」及び「医療法」の3つの法律が改正され、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対策が強化された。

### 1 背景と経緯

2019年末に中国の武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、その後世界的な大流行を引き起こし、韓国においても多数の感染事例が発生している。特に、南東部に位置する第4の都市、大邱（テグ）広域市（人口約243万人）では、2020年2月下旬に、宗教施設における集団礼拝に端を発すると推定される大規模な集団感染が発生した。

2015年に中東呼吸器症候群（MERS）の流行を経験した韓国では、同年7月及び12月に相次いで「感染症の予防及び管理に関する法律」（以下「感染症予防管理法」）が改正され、感染症対策が大幅に強化された<sup>1</sup>。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症は、前回のMERSを上回る規模で拡大を続けたことから、国会では更なる対策強化のための関連法案の審査が早急に進められ、2020年2月26日、感染症予防管理法、検疫法及び医療法（通称：コロナ3法）の改正法案が本会議で可決、同年3月4日に公布された<sup>2</sup>。コロナ3法の主な内容は、以下のとおりである。

### 2 感染症の予防及び管理に関する法律の改正

#### (1) 感染症が疑われる者の定義の新設及び該当者に対する隔離措置

感染症患者等と接触した者、感染症流行地域の滞在歴がある者、当該地域を経由した者等、感染症患者である可能性のある者に対して必要な措置を講じるための前提として、これらに該当する者を「感染症が疑われる者」と定義する規定が新設された（第2条第15号の2）。

あわせて、感染症が疑われる者に対する管理を強化するため、新型コロナウイルス感染症を含む第1級感染症<sup>3</sup>の発生時において、感染症が疑われる者を自宅又は施設に隔離するとともに、隔離期間中における症状の有無の確認（直接確認、電話確認のほか、情報通信技術を活用した機器等による確認<sup>4</sup>を含む。）を行うための根拠規定が新設された（第42条第2項）。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月7日である。

<sup>1</sup> 藤原夏人「韓国における感染症対策の強化」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.192-222. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9914665\\_po\\_02670008.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914665_po_02670008.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 「[2024634] 감염병의 예방 및 관리에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (보건복지위원장)」의안정보시스템 웹사이트 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Z2U0W0P2B1Q9V1G7J0L1L2U6M0A6F9](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z2U0W0P2B1Q9V1G7J0L1L2U6M0A6F9)>; 「[2024635] 검역법 일부개정법률안 (대안) (보건복지위원장)」同 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_HIQ9R1S1B2J9G1U0L4P3V4X1A4Y5R7](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_HIQ9R1S1B2J9G1U0L4P3V4X1A4Y5R7)>; 「[2024636] 의료법 일부개정법률안 (대안) (보건복지위원장)」同 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_M1B9U1E1I2L9A1G3R5G4K2L1C2M7Z8](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1B9U1E1I2L9A1G3R5G4K2L1C2M7Z8)>

<sup>3</sup> 2018年3月の感染症予防管理法の改正により、感染症の分類体系が、感染症の特性に応じた「群」から、感染症の危険度に応じた「級」に再編された。第1級感染症は、発生後直ちに申告が必要であり、かつ高レベルの隔離を要する。藤原夏人「【韓国】感染症の分類体系の再編」『外国の立法』No.276-2, 2018.8, p.26. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11125375\\_po\\_02760211.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11125375_po_02760211.pdf?contentNo=1)>

<sup>4</sup> 既に位置情報の追跡及び症状の報告のための隔離者向け専用アプリが開発されており、隔離者の管理に活用されている。「자가격리자 안전보호 앱', 격리자 이탈 방지 효과적」2020.3.23, 대한민국 정책브리핑 웹사이트 <[http://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148870721&call\\_from=naver\\_news](http://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148870721&call_from=naver_news)>

## (2) 罰則の強化

入院・隔離措置に従わなかった感染症患者等への罰則が、法改正前の300万ウォン<sup>5</sup>以下の罰金から、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金へと引き上げられた（第79条の3）。上述した感染症が疑われる者が隔離措置に従わなかった場合にも適用される。なお、感染症が疑われる者が検査等に応じない場合は、300万ウォン以下の罰金に処せられる（第80条）。

## (3) マスク等の輸出禁止、支給等

新型コロナウイルス感染症により深刻なマスク不足等が発生したことを受け、第1級感染症の流行により、その予防、防疫及び治療に必要な医薬部外品（マスク、消毒剤等）、医薬品等の急激な価格上昇又は供給不足により国民の健康を著しく害するおそれがあるときは、保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が、医薬部外品、医薬品等の輸出・国外搬出を禁じることができる根拠規定が新設された（第40条の3）。違反した場合は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処せられる（第77条第3号）。

また、相対的に感染症にかかりやすいとされる高齢者及び子どもに、マスク支給等の必要な措置を講じるための根拠規定も新設された（第49条の2）。

## (4) 関係公務員の増員等

防疫、疫学調査等に従事する防疫官及び疫学調査官の増員等が行われた。保健福祉部に所属する疫学調査官の人数が、30人以上から100人以上に増員（第60条の2第1項）されるとともに、これまで防疫官及び疫学調査官を任命する権限が与えられていなかった基礎自治体（日本の市町村レベルに相当）の長にも、必要に応じてこれらの者を任命する権限が与えられた（第60条第1項及び第60条の2第2項）。

## (5) 情報の提供及び確認の範囲拡大

法改正前は、感染症患者等（感染症が疑われる者を含む。）の位置情報の提供を警察官署に要請できるのは長官に限られていたが、地方公共団体の長も同様の要請が可能となった（第76条の2第2項）。また、長官が保健医療機関（医療機関、薬局等）に感染症患者等の出入国管理記録及び移動経路に関する情報を提供する根拠規定が新設（同条第4項）されるとともに、当該情報の提供を受けた医師、薬剤師及び保健医療機関の長に対し、医療行為、医薬品の処方等を行う際に当該情報（海外渡航歴等）の確認を義務付ける規定も新設された（同条第5項）。

## 3 検疫法の改正

今回の法改正は検疫体制の全体的な見直しを主な目的としており、改正内容は多岐にわたるが、感染症対策に直結する改正として、出入国制限が強化された。感染症が流行している地域又はそのおそれのある地域から入国した者、当該地域を経由して入国した者等について、長官が法務部長官に出入国の禁止又は停止を要請する根拠規定が新設された（第24条）<sup>6</sup>。

## 4 医療法の改正

上述の検疫法と同じく改正内容は多岐にわたるが、感染症対策に直結する改正として、院内感染対策が強化された。医療機関内で発生する感染を「医療関連感染」と定義する規定が新設（第4条第1項）されるとともに、医療機関開設者にその予防のための遵守事項（下位法令で規定）に従うよう義務付ける規定（第36条第13号）や、医療関連感染の発生・原因等に係る監視システムの構築・運営に係る規定（第47条第4項）等が新設された。

<sup>5</sup> 1ウォンは約0.1円（令和2年4月分報告省令レート）。

<sup>6</sup> ただし、入国の禁止又は停止の対象となるのは、外国人に限られる。